

苫小牧市美術博物館の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針（案）

令和5年4月28日
苫小牧市教育委員会
(教育部美術博物館担当)

1 基本的な考え方

苫小牧市美術博物館（以下「美術博物館」という。）においては、現在までに苫小牧市内において、発掘調査等により出土したアイヌ遺骨及び当該遺骨と一対一で対応する副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）を保管している。

このアイヌ遺骨等については、発掘・発見された出土地域が明らか（以下「出土地域特定遺骨等」という。）であることから、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（国連総会第61会期2007年9月13日採択（国連文書A/RES/61/295 附属文書））の関連条項を参照しつつ、「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」（平成25年6月14日政策推進作業部会報告）、「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」（平成26年6月20日閣副第363号、26文科振第126号）、「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」（平成30年12月閣副第831号、30文科振第336号、国北総第91号。以下「地域返還ガイドライン」という。）及び「博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて」（令和4年7月15日4文庁第1600号）を考慮するとともに、アイヌの精神文化、アイヌの人々の心情等を踏まえて、出土地域に居住するアイヌの人々を中心に構成された団体（以下「出土地域アイヌ関係団体」という。）に出土地域特定遺骨等を返還すること及びアイヌの人々による尊厳ある慰霊を実現することを目的とする。

なお、今後苫小牧市で発掘調査により発見され、美術博物館で保管されることとなったアイヌ遺骨等については、本取扱方針に準じることとする。

2 情報の周知

美術博物館の保管するアイヌ遺骨等の情報は、アイヌの人々のプライバシー、心情等を尊重しつつ、美術博物館のホームページにおいて、6か月間公表するとともに、苫小牧アイヌ協会に対して、当該情報の周知等の協力を求める。

3 地域への返還

上記2により、情報の周知を行った後、地域返還ガイドラインを考慮して出土地域特定遺骨等について、出土地域アイヌ関係団体から返還の希望があった場合、以下の手続きによることとする。

(1) 地域返還の申請方法

ア 出土地域特定遺骨等の地域返還を希望する者は、美術博物館を受付窓口として、「苫

小牧市美術博物館の保管するアイヌ遺骨等返還申請書」(様式第1号)により申請するものとする。

イ 出土地域特定遺骨等の地域返還の申請を受け付ける期間は、上記2による情報の周知期間とする。

(2) 出土地域アイヌ関係団体の確認

ア 上記(1)の申請を受理した場合、出土地域特定遺骨等に関する情報及び申請者から提出のあった書面等を総合的に勘案し、申請者が返還の対象として適切な出土地域アイヌ関係団体であるか確認する。

イ 同一の出土地域特定遺骨等に対して複数の団体から申請があった場合、必要に応じて申請者間での協議を求め、その結果を勘案して、申請者が地域返還に係る出土地域アイヌ関係団体として適切な者であるかを判断する。

ウ 上記ア又はイにおいて、申請者が適切な出土地域アイヌ関係団体であることを確認できた場合には、地域返還の申請があったことをホームページ等で周知し、当該申請に係る反対意見等を「苫小牧市美術博物館の保管するアイヌ遺骨等返還申請に係る反対意見等提出書」(様式第2号)により受け付ける。

エ 上記ウの反対意見等を受け付ける期間は、前項の周知から3か月を経過した日又は、上記2の情報の周知を開始した日から6か月経過した日のうち、いずれか遅い日とする。

オ 反対意見等があった場合には、申請者にその旨を通知するとともに、反対意見等の内容に照らして必要があると認める場合には、申請者及び反対意見等を提出した者(以下「申請者等」という。)に対し、当事者間における話し合い及びその結果の報告を求めるものとする。

カ 申請者が出土地域アイヌ関係団体として適切な者であることの確認ができなかった場合又は、上記オの話し合いの結果等を勘案しても、適切な出土地域アイヌ関係団体と確認できなかった場合には、その旨を申請者等に通知する。

(3) 地域返還の実施方法

ア 上記(2)により、出土地域アイヌ関係団体を特定した場合には、当該出土地域アイヌ関係団体に、その旨を通知するとともに、協議の上、出土地域特定遺骨等の地域返還について、引渡日時、場所及び方法等を決定することとする。

イ 出土地域アイヌ関係団体との上記アの決定に関する合意は、書面をもって行うこととする。

ウ 上記イの合意に基づき、出土地域アイヌ関係団体に当該出土地域特定遺骨等の地域返還を行うこととする。また、地域返還に当たっては、尊厳をもって扱うよう十分配慮する。

4 慰霊施設への保管及び保管の継続

次のいずれかに該当する出土地域特定遺骨等については、美術博物館において保管を継

続又は、国と協議の上、国が北海道白老郡白老町に整備する民族共生象徴空間（ウポポイ）を構成するアイヌ遺骨等の慰霊及び管理のための施設（以下「慰霊施設」という。）において保管することとする。ただし、慰霊施設において保管する場合、出土地域特定遺骨等のうち副葬品については、引き続き美術博物館において保管を継続する。

- (1) 情報の周知から6か月間、上記3(1)の地域返還の申請がなかった場合
- (2) 出土地域特定遺骨等の返還の申請があったものの、上記3(2)において適切な出土地域アイヌ関係団体であることの特定に至らなかった場合

5 慰霊施設への保管及び保管の継続となった経緯

出土地域特定遺骨等については、「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」において、遺骨と一対一で対応する副葬品については、遺骨と帰趨を共にするものとされている。そのため、慰霊施設への保管をする場合には、出土地域特定遺骨等は共に移管することが望ましい。苫小牧市教育委員会では、その前提も踏まえた上で、地元の苫小牧アイヌ協会と協議を行った結果、苫小牧市のアイヌ文化を示すものとして地元に残したいとの意向が示された。その意向を尊重する立場から出土地域特定遺骨等のうち副葬品については、引き続き美術博物館において保管を継続するものとする。また、保管を継続するに当たって、以下のことに留意する。

- (1) 苫小牧アイヌ協会と良好な関係を継続するとともに、引き続き苫小牧アイヌ協会の意向を尊重していく。
- (2) 美術博物館において保管を継続する副葬品は、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現が図られるための受け入れ態勢が整うまでの間、適切に保管するものとする。

苫小牧市美術博物館の保管するアイヌ遺骨等返還申請書

令和 年 月 日

苫小牧市教育委員会 様

申請団体 団体の名称
ふりがな（氏名）
代表者の役職・氏名
郵便番号
住 所
電話番号
Eメール

苫小牧市美術博物館の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針 3(1)の規定に基づき、下記のとおりアイヌ遺骨等の返還を申請します。

記

1 返還を求めるアイヌ遺骨等について

- 昭和 29（1954）年に苫小牧市字植苗（植村 B 遺跡）地において発見されたアイヌ遺骨等
- 昭和 38（1963）年に苫小牧市字植苗（タプコプ B 遺跡）において発見されたアイヌ遺骨等
- 昭和 57（1982）年に苫小牧市字静川（静川 22 遺跡）において発見されたアイヌ遺骨等
※ 別紙「苫小牧市美術博物館の保管するアイヌ遺骨等に関する情報」を参照の上、返還を求める遺骨等を選択してください。

2 申請団体の構成員について

ふりがな 氏名	住所	当該地域との縁
(代表者)		

※ 団体の構成員が 10 名を超える場合は、役員等 10 名についての氏名、住所、当該地域との縁を記載の上、欄外に「ほか〇名」と記載してください。

※ 苫小牧市に居住していないアイヌの方のみ、当該地域との縁を記入してください。

<p>申請代表者確認提出書類のお願い（下記のいずれか1つについて、写しを提出してください。）</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード（写真付き住民基本台帳カードを含む）</p> <p><input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> 健康保険、国民健康保険、又は船員保険等の被保険者証</p> <p><input type="checkbox"/> その他上記に掲げる以外の本人確認書類（記入欄）</p>
--

3 返還後の取扱（予定）について

(1) 祭祀法要方法（いずれか1つを選択の上、予定している具体的な方法について記載してください。）

納骨・保管 埋葬 その他（記入欄）

○ 具体的な方法について（納骨予定施設、埋葬予定地点については、必ず記載してください。）

<p>記入欄</p>

(2) 火葬の予定の有無

あり なし 不明

4 個人情報の取扱いについて（承諾の場合は、チェックを記載してください。）

- 出土地域アイヌ団体として適切かどうかを確認するために、記載内容について関係機関等を共有することを了承します。

- 苫小牧市美術博物館の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針3(2)の規定に基づき、反対意見等があった場合、申請団体者の氏名、住所、電話番号及びEメールアドレスを、反対意見等を提出した団体の代表者に伝えることを了承します。

苫小牧市美術博物館の保管するアイヌ遺骨等返還申請に係る反対意見等提出書

令和 年 月 日

苫小牧市教育委員会 様

申請団体 団体の名称
ふりがな (氏名)
代表者の役職・氏名
郵便番号
住 所
電話番号
Eメール

苫小牧市美術博物館の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針 3(2)の規定に基づき、下記のとおりアイヌ遺骨等の返還について反対意見を提出します。

記

1 反対意見を提出するアイヌ遺骨等について

- 昭和 29 (1954) 年に苫小牧市字植苗 (植村 B 遺跡) 地において発見されたアイヌ遺骨等
- 昭和 38 (1963) 年に苫小牧市字植苗 (タプコプ B 遺跡) において発見されたアイヌ遺骨等
- 昭和 57 (1982) 年に苫小牧市字静川 (静川 22 遺跡) において発見されたアイヌ遺骨等
※ 別紙「苫小牧市美術博物館の保管するアイヌ遺骨等に関する情報」を参照の上、返還を求める遺骨等を選択してください。

2 提出団体等の構成員について

ふりがな 氏名	住所	当該地域との縁
(代表者)		

※ 団体の構成員が 10 名を超える場合は、役員等 10 名についての氏名、住所、当該地域との縁を記載の上、欄外に「ほか〇名」と記載してください。

※ 苫小牧市に居住していないアイヌの方のみ、当該地域との縁を記入してください。

申請代表者確認提出書類のお願い（下記のいずれか1つについて、写しを提出してください。）	
<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 個人番号カード（写真付き住民基本台帳カードを含む）
<input type="checkbox"/> 旅券（パスポート）	<input type="checkbox"/> 健康保険、国民健康保険、又は船員保険等の被保険者証
<input type="checkbox"/> その他上記に掲げる以外の本人確認書類（記入欄	）

3 反対意見等について

(1) 反対意見等の内容（いずれか1つを選択してください。）

- 自団体等への返還を希望します。→「4 返還後の取扱（予定）について」を記入してください。
- 北海道白老郡白老町の民族共生象徴空間慰霊施設への保管を提案します。
- 引き続き苫小牧市美術博物館での保管を提案します。
- その他（記入欄

(2) 反対意見等を提出する理由

記入欄

4 返還後の取扱（予定）について

3(1)において、「自団体等への返還を希望します」を選択した団体のみ記入してください。

(1) 祭祀法要方法（いずれか1つを選択の上、予定している具体的な方法について記載してください。）

納骨・保管 埋葬 その他（記入欄）

○ 具体的な方法について（納骨予定施設、埋葬予定地点については、必ず記載してください。）

記入欄

(2) 火葬の予定の有無

あり なし 不明

5 個人情報の取扱いについて（承諾の場合は、チェックを記載してください。）

反対意見等の内容を検討するために、記載内容について関係機関等を共有することを了承します。

提出団体等の氏名、住所、電話番号及びEメールアドレスを、既に返還申請のあった団体の代表者に伝えることを了承します。